



2025年8月1日

各 位

上場会社名	ニッパツ（日本発条株式会社）
代表者名	代表取締役社長 上村 和久 （コード番号：5991 東証プライム市場）
問合せ先	企画管理本部 IR・広報部部长 橘 和子 TEL 045-786-7513

### 建設業法に基づく監督処分について

当社の連結子会社である株式会社ニッパツパーキングシステムズは（本社：神奈川県横浜市、代表取締役社長：立川 俊洋）、本日、神奈川県より建設業法に基づく監督処分を受けましたので下記のとおりご報告申し上げます。

お客様をはじめ関係者の皆様には多大なるご心配とご迷惑をおかけすることとなり、心より深くお詫び申し上げます。

当社は、今般の処分を厳粛に受け止め、グループをあげて再発防止策の徹底に全力で取り組み、信頼回復に努めてまいります。

#### 記

##### 1. 本件の概要

当社は、2024年6月に、株式会社ニッパツパーキングシステムズにおいて主任技術者の配置義務違反があるとの内部通報を受理したため、神奈川県に報告した上で、外部法律事務所による詳細な調査を進めてまいりました。

その結果、株式会社ニッパツパーキングシステムズが2021年から2024年の間に実施した複数の建設工事において、建設業法の規定に基づき主任技術者として資格を有する者を工事現場に配置すべきところ、これに違反して適切な配置を行わなかったとして、同社は神奈川県より下記のとおり建設業法第28条第3項に基づき建設業の営業停止処分を受けました。

##### 2. 処分年月日

2025年8月1日

### 3. 処分内容

#### 【建設業法第 28 条第 3 項に基づく営業の停止処分】

##### ① 処分内容

営業の停止 15 日間：2025 年 8 月 15 日から 2025 年 8 月 29 日まで

<対象会社>

株式会社ニッパツパーキングシステムズ

##### ② 停止の対象となる営業の範囲

公共工事以外の工事に係るもの

##### ③ 処分理由

建設業法第 26 条第 1 項の規定に基づき、主任技術者として資格を有する者を  
工事現場に配置すべきところ、これに違反して適切な配置を行わなかった。

このことが、建設業法第 28 条第 1 項第 2 号に該当する。

### 4. 業績に与える影響

業績に与える影響は軽微であります。

### 5. 本件に関わるお客様からの問い合わせ対応窓口

株式会社ニッパツパーキングシステムズ 営業部

電話 045-326-2893

受付時間 9時～17時 30分（土、日、祝日、同社休日を除く）

以 上